

23高私助第14号
平成23年7月1日

福島県総務部私学法人課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

森田 正信



東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設
災害復旧費調査要領の取扱いについて（通知）

このことについて、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号）の災害復旧事業の採択範囲を東日本大震災に限り、別紙のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

なお、事務処理に遺漏のないよう、所轄の学校法人等に対しても周知していただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

文部科学省 高等教育局 私学部

私学助成課 助成第一係

畑・八木下

電 話 03-5253-4111（内線2545）

FAX 03-6734-3396

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設
災害復旧費調査要領の取扱いについて

第1 趣旨

東日本大震災における原子力による災害に関し、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号。以下「調査要領」という。）の取扱いについては、以下によるものとする。

なお、以下に定めのないものについては、「調査要領」による。

第2 災害復旧事業（土壌処理事業に限る）の採択範囲

東日本大震災における原子力による災害については、文部科学省が校庭又は園庭の次に定める位置で測定した空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以上となったことのあるものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、特別支援学校にあつては、地表面より50センチメートルの位置
- (2) 中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校にあつては、地表面より1メートルの位置